

リデュース リユース リサイクル

ごみ・リサイクルカレンダーを配布しています



令和2年度版のごみ・リサイクルカレンダーを、市内すべての世帯・事業所に配布しています。(配布に遅れが生じており、3月下旬までの配布となります)

このカレンダーは、収集日ももちろん、ごみの分別方法やその他ごみに関する情報が掲載されている、ごみ・資源物に関する総合冊子です。地区ごとに作成していますので、表紙に記載されている地区が合っているか必ず確認してください。

3月下旬までにお手元に届いていない方や、お住まいの地区と異なる冊子が配布された場合は、ごみ対策課へご連絡ください。



お住まいの地区と合っているか確認ください

リサイクル

粗大ごみのお申し込みはお早めに



引っ越しシーズンは、粗大ごみの申し込みが多く、受け付けから収集までに日数がかかりますので、早めに準備し、引っ越し日のおおむね10日前までに申し込んでください。申し込みは、粗大ごみ受付センターまたはごみ対策課窓口(市役所第二庁舎4階)で受け付けます。なお、粗大ごみの収集は、有料で申し込み制です。

- 〈ご利用の流れ〉
- ①品目・個数・大きさを確かめてお申し込みください。その際、手数料と収集予定日をお伝えします。
 - ②手数料分の粗大ごみ処理券(シール)を処理券取扱店で購入してください。
 - ③品物ごとにシールを貼って、収集予定日の午前8時30分までに建物敷地内の収集しやすい場所に出してください。
※品目によっては市で収集できないものがあります。必ず事前にお問い合わせください
- 粗大ごみ受付センター (☎042-387-9829) 午前8時30分～午後5時15分。土曜・日曜日、年末年始を除く)



ご存じですか、ごみゼロ化推進員

ごみ減量やまちの美化などに向けた活動を市と連携して行う「ごみゼロ化推進員」を募集しています。

推進員の皆さんのおかげで、市内のごみは減量に向けて大きく前進しました。より一層のごみ減量を図り、まちの美化を推進するため、多くの皆さんのご応募をお待ちしています。

☑️ごみ問題、まちの美化などに関心がある方

■活動内容 キャンペーンやイベントへの参加、勉強会や研修会、ごみ分別やごみに関する相談など、幅広い活動を行います

■報酬 無償

☑️直接、ごみ対策課清掃係(市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9835)へ

リユース

リサイクル事業所について

- 市とシルバー人材センターは、ごみの減量および資源化の推進、ごみ問題に対する市民の意識向上を図るため、新たに「リユース事業に関する協定」を締結し、リユース品の受付・販売を行っています。リユース可能な品をお持ちいただければごみの減量にもつながりますので、ぜひ、ご活用ください。
- なお、リサイクル事業所は、令和2年9月以降に予定している電気設備改修工事等の実施までの間は、引き続き営業を継続する予定です。
- 詳細については決まり次第、別途、お知らせします。
- ☑️リサイクル事業所(中町3-19-16)
- 営業時間 月曜・火曜・水曜・日曜日 午前10時～午後4時(年末年始を除く) ※祝日営業
 - 販売品目机・いす・カラーボックス等の小型家具類、食器等の小物類、くつ、かばん、衣類、装飾品、レコード・CD・DVD、書籍、小型家電(製造5年未満)、その他再使用可能な雑貨等
 - ☑️リユース品の集荷・配送は行っていません。詳細についてはお問い合わせください
 - ☑️リサイクル事業所(☎080-5893-3196)、シルバー人材センター(☎042-383-6141)

危険 乾電池・リチウムイオン電池等の分別の徹底をお願いします

市内で回収したプラスチックごみに電池が混入していたことから、日本容器包装リサイクル協会指定処理施設で資源化処理中に発火する事故が、令和元年8月～2年1月の間で8件発生しています。火災や爆発等の事故が発生すると、一定時間リサイクル処理が滞り、作業員の方の怪我や施設を損壊する可能性も高く、非常に危険です。

多くの充電式の製品には、リチウムイオン電池が内蔵されています。リチウムイオン電池が取り出せる場合は、リチウムイオン電池の回収を行っている販売店にお持ちください。電池が取り出せない小型家電やおもちゃなどは、必ず「電池あり」と袋に表記し、「燃やさないごみ」として出してください。乾電池は、透明か半透明の袋に入れて、「有害ごみ」として出して

ください。また、ボタン電池や充電式電池は市では回収できませんので、リチウムイオン電池と同様、回収している販売店にお持ちください。電池類の分別にご理解とご協力をお願いします。

【リチウムイオン電池が内蔵されている代表的なもの】

加熱式たばこ、スマートフォン、電動歯ブラシ、ハンディークリーナー、電気シェーバー、モバイルバッテリー

※分別方法等でご不明な点がありましたらごみ対策課までお問い合わせください

市内で回収したプラスチックごみに混入され発火した電池類



一戸建てに入居される方へ

新たに一戸建て住宅に入居される方は、ごみを出し始める前にごみ対策課までご連絡ください。ごみは朝8時30分までに、道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に出してください。また、風等による飛散やからす・猫などからの被害を防止する対策として、ネットやふた付き容器などをご活用ください。ご協力をよろしく申し上げます。



事業系一般廃棄物処理手数料の改定について

市では、4月からの浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の本格稼働に合わせて、一般廃棄物処理手数料の適正化を図るため、事業系一般廃棄物処理手数料を下記のとおり改定します。

これに伴い、一般廃棄物収集運搬業許可業者と事業系一般廃棄物の収集・運搬・処分契約を結ぶ際の契約上限額が1キログラムあたり53円に変更されます。許可業者に処理を委託されている場合の具体的な契約内容については、契約先の許可業者にご確認いただき、適正な料金の負担についてご理解・ご協力をお願いいたします。

■適用日 令和2年4月1日(水)

■対象とする廃棄物 事業系一般廃棄物(可燃ごみ)

事業系一般廃棄物処理手数料		手数料(税込)	
区分		現行	改定
市長が収集、運搬及び処分したもの	可燃ごみ	1キログラムにつき 66円	53円
市長の指定した場所に搬入したもの	可燃ごみ	1キログラムにつき 55円	42円

※指定収集袋を使用して排出する場合の廃棄物処理手数料の変更はありません

最終処分場をもっと知ろう

最終処分のご理解・ご協力に感謝申し上げます

多摩地域の不燃系ごみの一部および焼却処理により発生する焼却灰は、本市も加入している東京たま広域資源循環組合が管理・運営する最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場および東京たまエコセメント化施設に搬入され、不燃系ごみの一部は埋立処分、焼却灰はエコセメント化されます。焼却灰は土木・建築工事やコンクリート製品等の資材としてリサイクルされ、市内でも道路などに利用されています。施設が所在する日の出町の皆様のご理解・ご協力に心から感謝申し上げます。

これまでの経緯

日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場は、平成10年1月に開設され、平成25年度には埋め立てを終了する予定でした。しかし、多摩地域に新たな最終

処分場の建設用地の確保が困難であることから、可能な限り同処分場の使用年数を延伸する必要が出てきました。

そのため、平成18年度に焼却灰をセメントの一部として再生利用する、東京たまエコセメント化施設を設置し、リサイクルすることで埋立処分量を大幅に減少させました。この結果、最終処分場を大幅に延命することができています。

私たちにできること

私たちの生活の中でごみは必ず発生し、その後必ず処理を伴います。最終処分場の長期安定的な運営と日の出町の皆様の負担を軽減するためには、さらなるごみの減量と分別の徹底が大切です。市民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

リデュース リユース リサイクル

「くるカメ出張講座」受講者募集

ごみの減量への理解を深め関心を高めるため、「くるカメ出張講座」を実施しています。「くるくるカメくん」をはじめとしたオリジナルキャラクターが登場するごみ減量啓発冊子やアニメーションDVD(子ども向け・一般向けの2種類)、ごみ減量かるた、模擬ごみ・資源物などを用いて、小金井市のごみの分別やごみ処理の行方、リサイクルについてなどを分かりやすく解説します。受講日時や講義内容などについてのご相談もお受けしますので、ぜひ、ご利用ください。

対象	▷市内在住・在勤・在学の方	
内容	▷小金井市のごみの現状について ▷小金井市のごみ分別について	▷ごみ処理の行方 ▷3Rについて
教材	▷ごみ減量啓発冊子 ▷アニメーションDVD 2種類(子ども向け・一般向け) ▷ごみ減量かるた ▷模擬ごみ・資源物 など	

☑️電話または直接、ごみ対策課清掃係(市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9835)へ

減免対象世帯にごみ指定収集袋を交付

令和2年度分のごみ指定収集袋を、減免対象世帯に対して、一定の枚数を無料で交付します。

令和2年3月1日時点で対象の方には、3月13日に申請書を発送しました。最近対象となった方や申請書が届かない方は、ご連絡ください。

☑️右表のいずれかに該当する世帯

☑️▷4月以降、年度途中で申請した場合は、週単位で換算した枚数の交付となります▷交付する枚数が多くなりますので、マイバップなどを持参してください▷交付枚数など、詳しくはお問い合わせください

☑️3月17日(火)～31日(火)午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日を除く)に、申請書に必要事項を明記し、押印のうえ、市役所西庁舎1階第六会議室へ持参してください

減免対象世帯
生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯
児童扶養手当受給世帯
特別児童扶養手当受給世帯
遺族基礎年金のみの受給世帯
老齢福祉年金受給世帯
令和元年度市民税非課税世帯のうち、次のいずれかの方が属する世帯
▷身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
▷愛の手帳(療育手帳)1度または2度の交付を受けている方
▷精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方